

平成29年第2回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

平成29年6月23日（金曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について
第33号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台照明改修工事）
第34号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台音響改修工事）
第35号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）
第36号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）
陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書
- 日程第3 第37号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 閉会中の委員会行政視察の件

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 足立初雄君 | 2番 伊與田伸吾君 | 3番 稲吉照夫君 |
| 4番 鈴木重一君 | 5番 水野千代子君 | 6番 志賀恒男君 |
| 7番 鈴木雅史君 | 8番 中根久治君 | 9番 浅井武光君 |
| 10番 大嶽弘君 | 11番 池田久男君 | 12番 笹野康男君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 酒向弘康君 |
| 16番 杉浦あきら君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------------|--------|------------------|-------|
| 町長 | 大須賀一誠君 | 副町長 | 成瀬敦君 |
| 教育長 | 小野伸之君 | 企画部長 | 近藤学君 |
| 総務部長 | 山本富雄君 | 住民こども部長 | 都築幹浩君 |
| 健康福祉部長 | 藪田芳秀君 | 環境経済部長 | 鳥居栄一君 |
| 建設部長 | 羽根淵闘志君 | 教育部長 | 志賀光浩君 |
| 消防長 | 吉本智明君 | 企業立地監
兼企業立地課長 | 志賀幸弘君 |
| 建設部次長 | 尾関義彰君 | 教育部次長 | 牧野宏幸君 |
| 消防次長兼
予防防災課長 | 金澤惣一郎君 | 学校教育課長 | |
| | | 会計管理者
兼出納室長 | 林敏幸君 |

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

○議長（杉浦あきら君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（杉浦あきら君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 山本富雄君 登壇〕

○総務部長（山本富雄君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

平成29年6月19日開催の総務教育委員会において要求のありました資料につきまして、お手元のほうに本日配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

〔総務部長 山本富雄君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 本日、説明のために出席を求めた者は、理事者は16名であります。

議事日程は、本日お手元に配付いたしましたとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（杉浦あきら君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、7番 鈴木雅史君、8番 中根久治君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（杉浦あきら君） 日程第2、第32号議案から第36号議案までの5件と陳情第1号を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

11番、池田久男君。

〔11番 池田久男君 登壇〕

○11番（池田久男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

平成29年6月23日

議長 杉浦あきら様

委員長 池田久男

平成29年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告いたします。

議案番号、議案名、概要、結果の順に説明させていただきます。

第33号 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台照明改修工事）。幸田町民会館舞台照明改修工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第34号 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台音響改修工事）。幸田町民会館舞台音響改修工事の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第35号 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）。災害対応特殊救急自動車の取得に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳入全部、歳出50款、第1条、歳入全部900万円追加。歳出、50款消防費900万円追加。第2条、地方債補正。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書。国に対し、憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきと決した。

以上です。

〔11番 池田久男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。
6番、志賀恒男君。

〔6番 志賀恒男君 登壇〕

○6番（志賀恒男君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

平成29年6月23日

議長 杉浦あきら様

委員長 志賀恒男

平成29年第2回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第32号 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について。地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第36号 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）中、歳出、20款、第1条、歳出、20款民生費、児童館建設事業1億9,300万円減額、多世代交流施設整備事業1億9,300万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔6番 志賀恒男君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 以上で、各委員会委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情1件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書についてであります。委員長報告は不採択であります。賛成の立場から討論を行います。

格差と貧困が拡大する中、住民の命と暮らしを守るため、自治体の果たす役割は重要であり、とりわけ住民の代表としての議員の役割も求められるものであります。そうした観点から討論をいたします。

労働者を取り巻く環境は厳しく、非正規雇用の増大など労働者の処遇改善が必要ではないでしょうか。日本の最低賃金の抱える重大な欠点は、低い水準と地域別最低賃金であります。2016年の改定で最高額の東京と最低額の宮崎、沖縄の差は218円もあります。全労連が実施する最低生活費試算調査では、健康で文化的な最低限度の暮らしを実現するには月額22万円から25万円が必要で、全国どこでもほぼ同額ですから、地域による最低賃金の格差はそのまま地域による労働者の生活水準の格差となっております。愛知県の最低賃金額は845円ですが、月額換算をすると13万975円とて

も必要な生活に届かず、年収200万円以下のワーキングプアを生み出しているのが日本の最低賃金制度であります。まずは中小企業への補助をしながら月額1,000円に引き上げ、1,500円までの引き上げを目指すべきであります。

また、日本の労働条件は極めて劣悪で、三六協定を結べば事実上青天井で労働時間を延長することができます。広告最大大手電通での女性社員の過労自殺に世論が沸騰しました。安倍首相が提案している働き方改革はそうした現状を変えるものではなく、むしろ定額働かせ放題プランの新裁量労働制、エグゼンプションの導入など、長時間労働に規制をかけるものではありません。一方で、残業時間を規制する会社も出てきていますが、それで仕事が減るわけでもなく、仕事が後回しになっていくのが現状であります。長時間労働は、本人にも家族の生活にも影響を及ぼし、健康と命に大きな影響を与えます。一方、時短によって生活が成り立たなくなるのでは、若い人たちの労働意欲はどんどん後退していきます。働くルールの確立と労働条件の改善は急務であり、政治の責任で当たり前のルールづくりをすることが求められております。

辺野古を含む沖縄本島北部は、沖縄戦の激戦地となった南部の人々などが避難し、命を救われた土地であります。その恩義の土地に戦争につながる米軍新基地がつくられ、他国に攻め込む拠点になることに、沖縄戦で九死に一生を得た体験者はとりわけ胸をえぐられる思いを抱いております。憲法9条を守り、基地のない平和な沖縄にするために、名護市辺野古での米軍基地建設は中止すべきであると主張し、賛成討論いたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

これより、上程議案5件と陳情1件についての採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第32号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第33号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台照明改修工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第34号議案 工事の請負契約について（幸田町民会館舞台音響改修工事）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第35号議案 財産の取得について（災害対応特殊救急自動車）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第36号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第1号 憲法をいかして働く者の権利を守り、住民生活の向上、平和施策の充実を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第1号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第1号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（杉浦あきら君） 日程第3、第37号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、補正予算関係につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第37号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第2号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条「歳入歳出予算の補正」につきましては、歳入歳出それぞれ158万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億9,058万円とするものでございます。

それでは、まず歳入につきまして、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、8款繰越金につきまして、前年度繰越金158万円を追加するものであります。続きまして、歳出でございます。補正予算説明書10ページをごらんいただきたいと存じます。

ハッピーネス・ヒル・幸田土地明け渡し等の裁判におきまして、平成28年8月31日に第一審判決が出され、その後、相手方が控訴したことによりまして、第二審、いわゆる控訴審が行われました。平成29年5月12日に第二審判決が出されたところでございます。

判決では、対象となっております借地につきまして、平成25年度から土地賃貸借契約は認められず、幸田町が不法占有をしている状態でありました。当該土地を明け渡すよう判決が言い渡されたところでございます。

また、平成25年度から平成28年度までの不法占有に係る相手方に支払う損害金につきましては、土地の賃貸借料として、毎年度、法務局に供託しております供託金が損害金であるとの判決が出されており、いわゆる賃料相当損害金として既に弁済されているので、平成25年度から平成28年度までの賃料相当損害金債権は全て消滅しているという判決内容でございます。

今回の提案させていただくものは、平成29年度からの賃料相当損害金と、これに対する遅延損害金の補正予算をお願いするものでございます。

判決におきまして、平成29年4月1日から土地の明け渡し済みに至るまで、年額154万1,411円、1日当たり4,223円、1円未満の端数は四捨五入でございますが、この割合による賃料相当損害金を日々支払う義務があり、また、これに対する各日に発生する賃料相当損害金に対し、年5分の割合による遅延損害金を支払う義務があると言い渡されたところでございます。

したがって、55款教育費におきまして、22節補償、補填及び賠償金として、損害金とその遅延損害金を合わせました158万円を計上させていただくものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページからを御参照いただきたいと思っております。

以上、提案理由の説明をさせていただきました。よろしく御審議の上、御可決、御承認をいただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内

とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願ひいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限にかんがみ、簡明なる答弁をお願いいたします。

これより、第37号議案の質疑を許します。

何かありませんか。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の町長の説明のとおり、5月12日に高裁の判決が言い渡された。その内容も町長の言われたとおりの内容が議会にも関係資料として提出がされております。そうした中で、この判決が5月12日ということで町のほうに郵送で送達があったのは5月26日だと。こういう説明でありますけれども、しかし、その前に、5月23日に担当の総務教育委員協議会の中でこの案件については協議がされております。その協議の内容も含めて、なぜ今日までここまで遅れたのか。5月12日に判決があり、5月23日には総務教育委員会で町のほうの考え方、方針が示される。その判決文の送達は5月26日ですと。6月定例会の招集は6月2日という点からいけば、補正予算を第2号として提出をするという点でいけば、事務の怠慢じゃないですか。そこら辺はどういうふうにお考えですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 今回の補正について、初日に議案として盛り込むべきではなかったかという御指摘でございます。私どもも、当初から補正の議案として御審議いただくということがベストという考え方を持っておりましたけれども、判決が出た以後、実際に日々の損害金及びその遅延損害金の支払金額や支払い等につきまして、弁護士との調整に時間を要したため、初日の上程には間に合わなかったというのが正直なところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 弁護士と調整のために時間を要しましたよと。ああ、そうですかというふうに、あなたの説明でよしとしないわ。じゃあ、あなた方は弁護士と調整をして判決の内容をねじ曲げるということですか。判決の内容が気に入らないと。気に入らないけれども、上告はしないよと。しかし、このままでは素直にはいかないよということで、四の五の四の五の言って時間稼ぎをやって、延滞金を必ず払う。結果的にはそういうスタンスですよ。じゃあ、何のために弁護士とどういう相談をしたのか。素直に支払ったらどうもならない、あの判決は気に入らないといってずるずるずる延ばして、公費の無駄使いをしたと。こういうことが結果論としては出てくるわけでしょ。そこら辺はどうですか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 第二審の判決について、明け渡して損害金を払うということについては第一審でも控訴はしていないということで、その点については肅々と受けとめるという姿勢は町としては持っております。実際に損害金及び遅延損害金を払っていくに当たって、遅延損害金は日々四千何ぼの損害金が発生し、その支払いが終わるまで5分の金利で遅延損害金がつくということで、その支払いに当たっての計算ですとか、そ

れから基本は日々払うということですがけれども、そこら辺を実際に日々払っていくのか、
どういう形で払っていくのかというようなことを、後になって後悔のないように弁護士
と詰めていたということで時間を要してしまったということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） へ理屈は理屈も理屈のうちという言葉がございませぬ。しかし、あな
たが言われた内容は、この判決で損害金及び明け渡しにかかわる延滞の関係で、この関
係も払うことは当然だよと、こういう説明です。それはそうでしょうと。判決に歯向か
って、俺が国家だ、俺が天下だ、俺が憲法だというやつは、安倍一人で結構だ。あなた
は、しかしあの後に、支払い方法で後に悔いを残さないようにという意味合いはどうい
うことですか。相手が受け取るか受け取らないかというのは、今までの経過から含めて、
受け取らなかつたら供託すればそれでいいわけでしょ。先ほど町長が判決の内容を言わ
れたようにね。受け取らなかつたら、供託したことによってその効力はさらに追加され
るもので、供託したことによってあなた方のなした行為については正当化されますよと、
こういうことでしょ。それを支払いの方法で後に悔いが残らないようにというのは、何
を指して今日までずっと延ばしてきたのか。そのことによって、1日当たり4,223
円支払いをしなければならない、こういうことでしょ。そこら辺のことを聞いているわ
けだ。判決が気に入る、気に入らないというのは、それは受けとめ方がいろいろあるで
しょ。気に入らなかつたら上告すればいいじゃないですか。上告をしないということは、
渋々ながらも高裁の判決をよしとした。よしとしたら素直に判決に従って、無駄な町民
のお金を使わないでも、税金の無駄使いだと。もうみんな明らかでしょ。そこら辺のこ
とをお聞きしているのだから、後々の後悔をしない、悔いを残さないというのはどうい
うことかという説明がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 後々悔いを残さないという表現は的確ではなかつたかもしれま
せん。具体的に、この間、弁護士さんとは実際に遅延損害金の計算の実際の仕方だとか、
そういう支払うに当たっての具体的な計算だとかの相談をしていたということで時間を
要したということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ということは、あなたは本当に素直じゃないな。判決が出て、ちゃ
んと払えよと。しかし、きちんと払わなかつたら1日4,223円払わないとあかんよ
という判決、それについてどうやって払うんだ、こうやって払うんだとって時間稼ぎ
をやって、顧問弁護士の弁護士料があつたかどうかは知らないけどな。弁護士と遅延につ
いての支払いの方法を検討しましたよと。どんな方法を検討したのか。1日4,223
円取られるときに、どういうふうにしよう、あっちにしろ、こっちにしろ、どうしまし
ようよとどんだんどんだん無駄使いをしていく。こんなことが正当化されるのか。そう
いう説明をしていただきたいと。なぜおくれたのか、なぜ判決どおりにすつとやらな
かつたのか、こういう問題です。あなた方が幾らへ理屈は理屈言つても、判決に逆らうな
らそのような手続をとりなさいよ。しかし、判決を受け入れて、これでいくといつたら
素直にすつとやって、税金の無駄使いをなくすというのがあなた方の基本的なスタンス、

あなた方というよりも行政の基本的なスタンスですよ。税金の無駄使いだ、なんだかんだとしょっちゅう言うけどね、自分たちのやってることは脳天気でいいのかと。だから、もっと具体的に言いなさいよ。何が問題だったのか。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） おっしゃるとおり、判決に従って支払っていくことについて特に異議はないという、町としての姿勢は当初から変わってないということでございます。この間、弁護士と相談してきたというのは、今回の判決で日々4,223円の損害金が発生すると。そして、各日に発生する支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金を払っていくと。ベースとなる損害金、それから、それが実際支払われるまでの遅延損害金が日々発生するというところでございます。そういうパターンでの遅延損害金の発生の仕方が余り弁護士さんも今まで例がないというようなこともあって、弁護士ともども町と慎重にそこら辺のところを相談してきたというところでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁を聞くと、じゃあ、幸田町の顧問弁護士というのはできが悪い。ものが悪い弁護士ですよ、顧問弁護士ですよということを、あなたが言外に言ってるわけですよ。弁護士がこういしたことを経験がなかったと。体験がなかったら、どうしようどうしようといって時間を食いましたよということは、できの悪い弁護士、ものが悪い弁護士だ。その弁護士と一生懸命切った張ったとは言わない、どうせいどうせいといって、ひーくらはらへりでどんどんどんどね、1日4,223円を積み上げてきたと。こういうことでしょ。しかし、判決はあなたが言うように、判決のほうは何の曇りもない。これは5月23日の総務教育委員会の関係資料、そして全員の方にも支払われてる判決文の要は主文のほうで、もう理屈はないから払うものは払えと。払わなかったら1日4,223円払えよといったときに、何でそんな四の五の四の五のするのかということを知っているわけです。いや、弁護士にそんな知恵がなかったというなら、できの悪い弁護士なら変えればいいじゃない。なあ町長、あなたに一遍言っとくわ。顧問弁護士のできが悪いから、ああでもない、こうでもないという弁護士のへ理屈、は理屈に振り回されて、つき合わされて、1日4,223円払ってきましたと。その結果が、今回の補正予算の内容に反映されておりますよと、こういうことですから。じゃあ、できの悪い顧問弁護士はこれからどうされるのか、町長の答弁がいただきたい。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 今、教育部長が答弁いたしております内容でありますけれども、伊藤議員のおっしゃってることそのままありますけれども、実は、それ以後の過去のいろいろな経過を踏まえて、この方につきましては、今までいろいろな二転三転してきておりますので、この方向で次のステップがどういうことかいろいろなことを模索しながら検討しないと大変難しい部分もまた出てくるだろうということで。それから、弁護士がやぐいとかいろいろおっしゃったわけですがけれども、弁護士も今4人ですか、土地問題でスペシャリストの大先生もいらっしゃいますし、いろいろそういう先生とお話をさせていただいているところでございますので、今後の対応を含めて検討させていただいたということでございます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、あなたが言われたときに、これは5月23日の総務教育委員会の協議会の中で町長自身はこういうふうには言ってる。これは私のメモです。過去の経過があり、弁護士と相談をすると。借地は返す。現行価格で交渉になるのか、値段がどうなるか。これはわからないから、脇を固めて臨んでいきたい。それはそれでいいですよ。私は、これはこれでいいでしょうと、ノーじゃなくてね。しっかり腹を固めてやっていかないと相手が相手だよと、こういうのがあなたの答弁だ。だけど、私はそんなことを聞いているのではない。判決の内容に従って、払うべきものを払っていかなかったら1日4,223円余分な税金を使う。そのことについて何でだと言ったら、弁護士がやぐいからね、弁護士が右いたり左いたり、ひーくらはらへりやってるから私どももつき合ってきましたと。こういうのが答弁の内容という点からいったら、弁護士について、4人の弁護士と相談した云々と言うなら、4人ともやぐいということだ。何でやぐいかといたら、判決が気に入るのか、気に入らないのかということテーブルに乗せる。そのことによって、一日一日町民の税金が無駄使いをされていく。そこら辺をきちんとしていただきたい。私はそう申し上げている。そうしたことの原因をつかったのが、町自身に腹が固まっているのか、判決が気に入らないのかということと、弁護士がやぐいな、ものが悪いなということなんだ。判決の内容はいろいろありますよ。町長が総務教育委員会で言われたように、借地は返す、現行価格。借地を幾らで買い取るかどうか、これはわからない、これからの問題だ。しかし、判決の内容によって、借地料については供託金で払っていると。それについてはもうちゃんとしろという判決があったときに、これが気に入らないということはあなた方は一言も言っていないわけだ。私どもはそうだと。そうしたときに、なぜ2つきちゃんと分けないといけないのか。判決の内容で、借地料についてはきちんと払って、彼のほうから借地については買い取りの申し出があった。値段の交渉は相手方の問題もいろいろ過去の経過があるから、これは脇を固めてと。それはそれでいいでしょう。だから、明確に2つに別れる問題でしょ。性格、性質が違うやつをなぜごちゃごちゃにまぜて、今日まで引き延ばしてきたのか。この問題についてちょっと整理してくださいよということが私の言ってることなんだ。これからの問題じゃない。これからの問題というのは、借地を買い取るか買い取らないかと、幾らで買おうかと、それはこれからの相手方のあること。借地については、あなた方ももう供託してきたわけでしょ。供託したら早いこと精算しろよというのが、判決の内容だと。精算がぞろぞろぞろぞろって引き延ばすなら、1日4,223円ちゃんと払えよと。こういう判決が気に入らないからということにしかないわけでしょ。そこら辺の説明がいただきたい。なぜそうなるのか。ごちゃまぜにしてた2つの性格がある。

○議長（杉浦あきら君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 当初の判決で早く返しなさいということが、全協で皆さん方と一緒に討議させていただきまして返す方向でいるわけでありまして、それにつきましてこの損害金等々につきましては、早い時期にお支払いしたい。年額分がこれは全部計算されてまして、年度分ですね。年度分ですから、早く返せばそれだけ安くなると

いうことになるわけでありましてけれども、それについて早く、あの地域は今柵で閉めてありますけれども、早く向こうの方と話をしまして早く返すと。まず第一前提は、返すことを第一に行い、その間の損害金というか、早く返さない部分については町のほうで考えていくということでございますから早く返していきたい、そういうふうに思っております。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうもごちゃまぜにして曖昧にするのがお好きなようですが、5月23日の総務教育委員の協議会の中で、担当課の生涯学習は5月2日付で受理をした・・・氏よりの文章で、適正価格で売買してもよいとする内容でありました。買取申出により・・・氏と交渉しますよと、こういう担当課長の説明でありました。その後いろいろな議論があった後に、町長が先ほど申し上げたように過去の経過があり、弁護士と相談をし、借地は返す、現行価格で交渉になるから値段がどうなるかわからないから脇を固めて話をしていきますよと。それは結構だということを行っているわけ。なぜ今日まで払うべきものを払ってこなくて、4,223円の損害と延滞の関係を払わなければならなかったかと。こういうことなんだ。弁護士のできが悪いとか悪いって言ったって要は、弁護士にずるずるずるずる引きずられたと。しかし、あなた方自身は払うべきものは払っていかないといけないよというのは、認識はみんな一致してるわけでしょ。なぜ払わないのか。買取申出にどう対応するか、それはこれからの問題です。だから、2つある。2つの違う性格の問題をごちゃまぜにして、自分たちのなしてきたことに対してガラガラポンで曖昧にしては困るよということをお願いしてる。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） まず、弁護士のできがいい、悪いにつきましては、私の答弁の言葉足らず、不適切によってそういう受け取られ方をしてしまうような言い方があったことについては、申しわけございません。その弁護士の知恵が足らずとかそういうことではなくて、弁護士の把握する範囲で事例がないだとかそういうことではなくて、全般的にそういう事例が見当たらないということで、その弁護士個人の資質的な問題ではないということだけ御理解をいただきたいと思います。

それから、払うということについては、当初からその姿勢は変わってないわけでございます。今回少しでも早く払うというために、初日での上程に間に合いませんでしたけれども、本日に上程をさせていただいて、お認めをいただいた上で早く支払ってほしいという意味での本日のお願いということで御理解をいただきたいと思います。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今日の云々と言われるけれども、6月2日に招集されたこの6月定例会。そのときには即決の議案があったわけでしょ。この即決について私は気に入らないけれども、農業委員会委員の推薦について、これは議会で即決をしたわけだ。だったら6月2日にあなた方もちゃんと体制を整えて、6月補正予算の第1号、第2号は今これから号を1つずつ下げて、こうやって上程すればできるわけでしょ。第1号で今回の158万、これを出せば即決ですと出る。誰も反対しないと思うんだ。そんなことは余分だな。今のは反対するか反対しないか、それは関係ないですね。それは結構です。

だけでも、補正予算を議会開会日に即決議案としてやれば、すぐ支払いができるわけでしょうが。それをずるずるずるずるね、2日に招集されて、23日というところまで引っ張り込むとう点で、あなた方に本当にこの問題について前向きになるのかと。町民の税金を無駄使いに垂れ流ししたって何の感覚もないというところに、私は問題を御指摘をしてる。時間がないからやめる。

○議長（杉浦あきら君） 教育部長。

○教育部長（志賀光浩君） 御指摘の趣旨の損害金については日々発生すると。それに対して、また支払いまでの遅延損害金がそこへ上乘せされていくということで、支払いがおくれればおくれるだけ、そこへ投入する税金がふえていくということで、そういう実りのない税金の使い方については極力避けるべきだという御指摘ごもっともであるかと思えます。そういう意味で、提案がおくれて申しわけなかったわけですが、認めていただいた上は粛々と早期の支払いに努めていきたいと思えます。

○議長（杉浦あきら君） 14番、伊藤君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略について、お諮りします。

ただいま議題となっております第37号議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時59分

○議長（杉浦あきら君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております第37号議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（杉浦あきら君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって討論を終結いたします。

○議長（杉浦あきら君） これより、採決をいたします。

採決の方法は、起立により行います。

第37号議案 平成29年度幸田町一般会計補正予算（第2号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦あきら君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり可決されました。

日程第4

○議長（杉浦あきら君） 日程第4、閉会中の委員会行政視察の件を議題といたします。

会議規則第73条の規定により、お手元に配付の（案）のとおり、福祉産業建設委員会委員長、幸田・三ヶ根駅前整備特別委員会委員長、総務教育委員会委員長から、委員会における所管事務に関する行政視察を行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長の申し出のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり決定いたしました。

以上をもって、本定例会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に一任されたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（杉浦あきら君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて平成29年6月5日より招集された第2回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時02分

○議長（杉浦あきら君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） 平成29年第2回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、去る6月5日から本日までの19日間の長きにわたり、御多用中にもかかわらず終始熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも可決、承認を賜りましたこと心から感謝と御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議等におきます御意見、御提言等につきまして十分留意をいたし、今後の行政執行に生かしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお祈りを申し上げます。また、一般質問におきましても、どなた様の質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討いたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

ここで、御報告を3点とお知らせ1点をさせていただきますと思います。

まず、報告の1点目でございますが、衆議院の小選挙区の区割りを見直す改正公職選挙法が6月9日の参議院本会議において成立いたしました。新たな区割りは、公布から1カ月間の周知期間を経て、7月16日に施行され、同日以降に公示される衆議院選挙から適用されますので、御報告をさせていただきます。

次に、2点目でございますが、まあ、手前ごとでございますけれども、去る6月13日の開催の愛知県町村会理事会におきまして、任期満了に伴う役員改正が行われました。愛知県の町村会長に就任いたしました。任期は平成29年6月17日からの2年間でございます。期間中、諸行事等に支障を来さないよう調整、努力してまいりますが、何とぞ御理解のほどよろしくお祈りを申し上げます。

続きまして、3点目でございます。一昨日の21日の降雨についてであります。降り始めから総雨量149ミリ、時間最大雨量が44ミリを記録しています。この大雨によりまして、11時45分、本町に大雨洪水警報が発令されたため、同時刻に災害対策本部を設置し対応いたしました。被害状況につきましては調査中ではありますが、現在のところ、幸いにも大きな被害は報告されておりません。

続きまして、お知らせの1点目でありますけれども、第13回の幸田プレステージクローズ～ものづくり日本講演会～を7月7日、金曜日、幸田町民会館つばきホールにて開催をさせていただきます。今回の講演内容は、日本マイクロソフト株式会社の技術統括室、業務執行役員のナショナルテクノロジーオフィサー田丸健三郎氏の「AI・機械学習により何が変わろうとしているのか」でございます。当日は、AI・機械学習の最新状況と今後の展望について事例を交えて講演いただくことになっております。最近ではコンピューターやスマートフォンだけでなく、家電や産業機器といったさまざまな装置がネットワークにつながっています。新たな価値をもたらす人工知能AIが日々進化しておりまして、AI活用の新しい時代がやってきたと言えるというふうに思います。次代を担う講演会でございますので、ぜひお越しいただきたいというふうに思っております。

最後に、梅雨の折から蒸し暑い日もこれから続くかと思いますが、議員各位におかれましては体調管理にはくれぐれも御留意をいただき、今後の町政の発展のためさらなる御活躍、御尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。どうも大変ありがとうございました。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（杉浦あきら君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり御熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございます。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。

大変御苦労さまでした。

ここで、1点御連絡を申し上げます。

地方創生特別委員会の打ち合わせを、本日10時10分から第2委員会室にて開催します。委員の方は御出席をお願いいたします。連絡事項は以上であります。

散会 午前10時07分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成29年6月23日

議 長

議 員

議 員